

「民事裁判手続等 I T 化研究会報告書－民事裁判手続の
I T 化の実現に向けて－」に対する意見書

2020年（令和2年）6月18日

日本弁護士連合会

民事裁判手続等 I T 化研究会（以下「研究会」という。）が2019年（令和元年）12月に公表した「民事裁判手続等 I T 化研究会報告書－民事裁判手続の I T 化の実現に向けて－」（以下「研究会報告書」という。）に対して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 はじめに

1 総論

当連合会は、裁判所へのアクセスを拡充し、審理を充実させ、適正かつ迅速な紛争解決を図るためには裁判手続等の I T 化が重要な課題の一つであると位置付け、これを推進すべきであるとしてきた。研究会報告書も民事裁判手続の I T 化を推し進めようとするものであり、当連合会は、この基本的方向性に賛意を表するものである。

今後、民事訴訟法（以下「法」という。）の改正に向けて活発な議論が行われることになろうが、当連合会としては、裁判手続等の I T 化を審理の充実、紛争の適正・迅速な解決の手段と位置付ける以上、具体的な制度設計に当たっては、裁判を受ける権利を後退させないのは当然のこと、裁判の公開、直接主義、処分権主義等の民事裁判における諸原則との整合性を図るべきものと考えている。また、利用者が安心して裁判手続等を利用できるためには、情報セキュリティの確保（情報の機密性、完全性及び可用性の確保）、プライバシーや営業秘密の保護なども不可欠である。さらに、裁判手続等の I T 化は、それ自体を目的化してはならないのであって、裁判所へのアクセスを拡充し、身近で利用しやすい民事裁判を実現するための手段という視点も重要である。この視点からは、I T 機器を保有しない者やその取扱いに習熟しない者に配慮した手続や支援制度の構築が求められるし、裁判所支部の統廃合など司法過疎を拡大する方向での議論は厳に慎まれるべきである。

なお、裁判手続等の I T 化は、非弁活動の温床を生む危険性を秘めており、このような弊害を生じさせない制度の設計も必要となる。

当連合会は、研究会報告書のうち、以上に述べた観点から特に重要と思われる

る論点を中心に意見を述べることとする。

2 継続的改善の必要性

I T開発の進歩のスピードは速く、法改正を踏まえて導入される事件管理システムも早い時期に陳腐化する可能性がある。また、開発された事件管理システムが、当初から完璧であることを期待するのは無理であろう。当事者や法曹実務家にとって利用しやすい事件管理システムを開発、導入しようとするべきであることは当然ではあるが、技術革新や実際に利用した者の意見を踏まえて、不断の改善を図る必要がある。

また、I T化を契機として、審理の充実、適正・迅速な紛争解決の観点から、民事裁判手続等における審理の在り方を再検証し、その改善を図るとともに、今後も運用等の改善を続けていくべきである。

第2 オンライン申立ての義務化等

第2 総論

1 オンライン申立ての義務化等

(1) オンライン申立ての義務化

オンライン申立ての義務化については、以下のとおり【甲案】（オンライン申立てを原則義務化する考え方）、【乙案】（オンライン申立てを士業者に限り義務化する考え方）、【丙案】（オンライン申立ての利用を任意とする考え方）の3つの考え方があるところ、まずは、法第132条の10の規則を制定するなどして【丙案】を実質的に実現し、その後、国民におけるI Tの浸透度、本人サポートの充実、更には事件管理システム（※1）の利用環境等の事情を考慮して、国民の司法アクセスが後退しないことを条件として、【甲案】を実現することを目指しつつ、その過程において【乙案】を実現することとしては、どうか。

ア 【甲案】（オンライン申立てを原則義務化する考え方）

- ① 訴えの提起等裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いてしなければならない。ただし、電子情報処理組織を用いてすることができないやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- ② 上記①本文の場合において、電気通信回線の故障その他の事情により電子情報処理組織を用いて申立て等を行うことができないときは、

電磁的記録媒体の提出によりその申立て等を行うことができる。

イ 【乙案】（オンライン申立てを士業者に限り義務化する考え方）

- ① 訴えの提起等裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いて行うことができる。ただし、訴訟代理人（法第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人は除く。）がいるときは、電子情報処理組織を用いてその申立て等を行わなければならない（※2）。
- ② 上記①ただし書の場合において、電気通信回線の故障その他の事情により電子情報処理組織を用いて申立て等を行うことができないときは、電磁的記録媒体の提出によりその申立て等を行うことができる。

ウ 【丙案】（オンライン申立ての利用を任意とする考え方）

裁判所に対する申立て等（書証の写しの提出を含む。）のうち書面等をもってするものとされているものについては、電子情報処理組織を用いて行うことができることとする（士業者も含めて義務化はしない。）（※3）。

（※1）事件管理システムとは、裁判所において今後開発を予定しているシステムで、当事者が外部からオンラインで接続でき、裁判所に提出すべき書面等をアップロードする方法によって提出すること等を可能とするシステムである。電子化された訴訟記録の管理や、ウェブ会議等を利用した期日の実現等についても、同システムを通じて行うことを予定している。

（※2）訴訟代理人についても、オンライン申立ての義務化の例外を設けるかどうかについては、引き続き検討する。

（※3）具体的には、法第132条の10の規則を制定するなどし、準備書面の提出、書証の写しの提出等について、オンライン申立てを実現する。なお、オンライン申立ての義務化の経過措置として位置付けられることから、オンライン申立ての適用対象については、準備書面や書証に限らず、現在ファクシミリによる提出が認められているものまで含むよう検討するものとする。

【意見】

市民の裁判を受ける権利を保障し、司法アクセスを確保するためには、電子情報処理組織を用いた申立て（以下「オンライン申立て」という。）の義務化を直ちに行うべきではなく、相当の期間は書面による申立てを併存させるべきである。

その上で、訴訟代理人にも障がい者等がいることを踏まえ、事件管理システムの使いやすさや安定性・信頼性が確保されたこと、研修やパイロット運用によって弁護士・司法書士等の士業者が事件管理システムに習熟したこと、事務職員がオンライン申立て等に係る事務を行える制度が整備されたことを慎重に見極めた上で、まずは訴訟代理人についてのみオンライン申立てを義務化すべきである。

また、当事者本人を含む民事裁判手続等の利用者全体にオンライン申立てを原則義務化することについては、裁判を受ける権利の保障、司法アクセスの確保という観点からの慎重な検討が必要であり、書面による申立てを許容する例外規定の整備、裁判所による適切な事件管理システム及び通信環境の構築、市民におけるIT機器の浸透、更に適切な担い手による充実したITサポートの全国的な展開が前提となって初めて認められるべきである。

【理由】

1 オンライン申立ての段階的な義務化の必要性

訴訟記録の電子化は、迅速かつ効率的な争点整理への貢献、参照・検索・再利用・交換等の容易さによる利用者及び裁判所内部における業務効率化、障がい者の訴訟記録利用の容易化、運搬・管理コストの低減などをもたらすものであって、その意義は大きい。そして、オンライン申立ての導入自体は、上記の訴訟記録の電子化を容易にするほか、申立ての手段を増やし、時間や場所の制約が少ない中で申立てが可能となり、更に書面の印刷、提出、保管等のコストを削減する点で、利用者に大きなメリットがある。

しかし、適切な担い手による充実したITサポートを備えないままオンライン申立てを義務化し、書面による申立てを認めないと、特に高齢者や経済的弱者に多いと考えられるIT機器を保有しない者、ITに習熟していない者の裁判を受ける権利を侵害し、司法アクセスを後退させるおそれがある（いわゆるデジタル・ディバイド問題）。本人訴訟の割合が高い我が国では、その影響は重大である（本人訴訟の割合が低い諸外国においてさえ、オンライン申立てを義務化している国は少数にとどまるようである。）。また、2019年現在、我が国の行政手続において全ての国民に対してオンライン手続を義務付けているものは見当たらず（研究会報告書18頁注2参照）、登記申請等における司法書士、特許申請等における弁理士、税務申告等における税理士ですら、オンライン申請等が義務付けられておらず、民事裁判手続等のオンライン申立ての原則義務化の時期については、行政手続の動向も踏まえる必要がある。

前記のとおり、訴訟記録の電子化には意義があり、そのために提出された書面を裁判所が電子データに変換し、訴訟記録を電子化することも考え得るが、これが裁判所にとって相当の負担であることは否定し難い。そこで、市民によるオンライン申立てを普及させることとし、そのために使いやすさや安定性・信頼性が確保された事件管理システムの導入、オンライン申立てに対する手続費用の低額化等の施策を実施することは検討に値するが、性急に義務化を進めることで、IT機器の非所有者、ITの非習熟者の裁判を受ける権利を侵害することがあってはならない。また、安易に義務化の範囲を広げると、操作性、安定性及び信頼性に優れたシステムを開発して利用率を向上させようというインセンティブが働かず、利用者に不便や不満を強いるおそれがある。

したがって、オンライン申立ての義務化は段階的に導入する必要があるが、民事裁判手続等において、直ちにオンライン申立てに一本化するのではなく、当初はオンライン申立てと書面申立てを併存させるべきである。

2 訴訟代理人に対するオンライン申立ての義務化について

訴訟代理人（法第54条第1項ただし書に規定する訴訟代理人を除く。以下同じ。）については、現行法下で2021年に予定されているフェーズ3の先行実施を通じてオンライン申立てに習熟する機会があるし、ウェブ会議の操作と比べてオンライン申立ての操作は比較的容易であると想定されるから、士業者につき直ちにオンライン申立てを義務化しても支障はないとの意見も考えられないではない。

しかし、士業者の中にも、障がい者や高齢者などIT機器の利用やITの習熟が困難な者がいるし、そのような者でなくても、フェーズ3の先行実施で用いられるシステムが法改正後の事件管理システムと同じものとは限らないから、フェーズ3の先行実施を通じて法改正後の事件管理システムに習熟するとはいい難い。

諸外国の例を見ても、韓国ではいまだ訴訟代理人に対しオンライン申立てが義務化されておらず、アメリカ合衆国（連邦と州の一部）、フランス、シンガポールなど訴訟代理人についてオンライン申立てが義務化された国でも、導入当初から義務化されたわけではなく、書面申立てとオンライン申立ての併存時期やパイロットシステムでの運用を経て義務化に移行している。税務や登記等の他土業におけるオンライン申請等についても義務化がなされていないことは、前述のとおりである。

したがって、士業者にオンライン申立てを義務付けるとしても、当初は書面による申立てを認め、障がい者等である訴訟代理人も対応できるシステムが構

築され、システムの使いやすさや安定性・信頼性が確保され、研修やパイロット運用によって土業者が制度やシステムに習熟したことを慎重に見極めた上で、義務化するべきである。

その際、書証のサイズが大きく、電子化が困難などオンライン申立てを利用できないケースも考え得るので、書面申立てを認める例外規定（要件・記録化の在り方等）は十分に検討を行うべきである。

3 訴訟当事者に対するオンライン申立ての義務化について

民事裁判手続等では、争点が複雑多岐にわたり、多数の主張書面、書証等を提出することが少なくないが、このような事件ではスマートフォン等の携帯端末のみで訴訟行為を行うのは困難である。情報通信白書によると、2018年のパソコン保有率は74.0%（近年、漸減傾向にある。）、タブレット型端末保有率は40.1%にとどまっており¹、適切なIT機器を保有しない者が少なからず存在し、将来的にもこれらの者の比率が極めて低くなるとは限らないのであるから、本人訴訟も含めてオンライン申立てを原則義務化することには慎重な対応が必要である。仮に訴訟代理人を選任しない者にオンライン申立てを義務化する場合には、国民の裁判を受ける権利を侵害し、司法アクセスを後退させることがないように、書面による申立てを許容する例外規定が整備され、裁判所による適切な事件管理システム及び通信環境が構築され、市民にIT機器が浸透し、更に適切な担い手による充実したITサポートの内容が具体的に示され、それが全国レベルで展開されることが前提となる。

適切な担い手については、当連合会の2019年（令和元年）9月12日付け「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」で明らかにしたとおり、国がその責任と費用負担において裁判を受ける権利を侵害するような状況を除去するのは当然のことであるから、国は十分なサポート体制の構築や必要な支援を行う必要がある。そして、当連合会も、最高裁判所、法務省、法テラスなどの関係機関とともに、具体的なITサポートを検討し、国民の裁判を受ける権利の保障や司法アクセスを後退させない体制をとる必要がある。

第3 濫用的な訴えを防止する方策

2 濫用的な訴えを防止するための方策

¹ 総務省『令和元年版情報通信白書』252頁。なお、保有者がすなわち習熟者とは限らないから、保有率だけをメルクマールにして義務化を決定するのは危険である。

濫用的な訴えを防止するための方策として、以下のような規律を設けることについて、引き続き検討することとしてはどうか。

- (1) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをするには、当該訴えを提起する裁判所において、一定期間内に、訴えの提起に係る訴訟救助の申立てが却下された回数を届け出なければならない。
- (2) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをした者が、上記(1)の届出をしないときは、裁判所は、当該申立てを却下することができる。
- (3) 訴えの提起に係る訴訟救助の申立てをする者が、同一の裁判所において、上記(1)の一定期間内に最高裁規則で定める回数（例えば1年間に5回、10回など）を超えて訴えの提起に係る訴訟救助の申立てを却下された者である場合には、最高裁規則で定める額（数百円から1000円程度）の金銭を納付しなければならない。
- (4) 訴訟救助の申立てを認容する裁判が確定した場合には、裁判所は、上記(3)で納付された金銭を返還しなければならない。
- (5) 上記(4)に掲げる場合以外の場合には、裁判所は、上記(3)で納付された金銭をもって、当該申立てに係る訴えの提起の手数料に充てることができる。
- (6) 訴訟救助の申立てをした者が上記(1)の回数について虚偽の届出をしたときは、過料に処する。

【意見】

訴訟上の救助が憲法第32条の裁判を受ける権利を実質的に保障する重要な制度であることを踏まえ、濫用的な訴えを防止するための方策を導入すべき立法事実の有無が慎重に確認されるべきである。これを踏まえて、立法目的の合理性、手段の合理性・相当性（代替手段の有無等）が判断されなければならないが、前記の重要性に鑑み、その導入は慎重に検討されるべきである。

【理由】

1 慎重検討の必要性

研究会報告書では、濫訴防止の方策として、訴訟上の救助の申立てをする者に、一定期間内に訴訟上の救助の申立が却下された回数の届出義務を課すとともに、当該者が一定期間内に最高裁規則で定める回数を超えて訴訟上の救助の申立てが却下された者である場合には、最高裁判所で定める額（数百円から1000円程度）の金銭の納付義務を課することとしている。

しかし、訴訟上の救助は、憲法第32条の裁判を受ける権利を実質的に保障するため、訴訟費用を納める資力が十分ではない当事者についても訴訟制度の利用を困難ならしめないために設けられた重要な制度である。

前記の金銭納付義務を課すことは、訴訟上の救助の利用に対する制約を課するものであり、たとえ少額ではあっても、資力に乏しい者にとっては裁判を受ける権利の保障が狭められる結果となりかねない。それゆえ、このような制限を認めるべき立法事実、立法目的の合理性、手段の合理性・相当性（代替手段の有無等）を慎重に検討する必要がある。

2 立法事実の確認の必要性

この点、研究会では、立法事実に関する具体的資料は提出されていない。濫訴や濫救助申立ての有無、件数、程度、それが与える影響等の実情が示されない状態で、立法事実を確認することは不可能であり、立法目的の合理性も判断し得ない。制度導入の是非を検討する前提として、濫訴であることが明白である事案の情報など、立法事実に関する具体的な資料の提供が必要不可欠というべきである。

研究会報告書は、訴訟救助の申立てが却下された回数を基準にして、最高裁判所規則で定める回数を超えて却下された場合に、金銭の納付を義務付ける提案をしている。

この考え方は、訴訟救助の申立ての却下回数が多いことをもって濫訴の徴表と捉えるものと考えられるが、これで確認できるのは、訴訟救助の申立てに理由がなかったという事実に過ぎず、それをもって訴えそのものが濫用的であったことに直ちに結び付くものではない。却下回数と濫訴の関係や濫訴防止効果の有無についても、十分に検討する必要がある。

第4 システム送達

第4 送達等

1 システム送達

送達について、従来の送達方法に加えて、次のとおり、裁判所の設けるオンラインシステムによる簡易な送達方法（以下「システム送達」という。）を設けることとしては、どうか。

- (1) 裁判所において、システム送達が行われる場合における通知を受けべき電子メール等のアドレス（以下「通知アドレス」という。）を登録する制度（事前登録制度）を設ける（※）。

(※) 登録の範囲については、引き続き検討するが、当面の間は、個人は対象としない。

(2) 裁判所書記官は、送達をすべき書面を事件管理システムにアップロードし、送達を受けるべき者にその旨を通知アドレスに宛てて通知することにより送達をすることができる。

(3) 上記(2)による送達は、当事者が、上記(1)の登録をしている場合又は訴訟係属後に通知アドレスを届け出た場合に限り、することができる。

【意見】

従来の送達方法に加えて、裁判所の設けるオンラインシステムによる簡易な送達方法（以下「システム送達」という。）を導入することに賛成する。

なお、いわゆる氏名冒用訴訟を防止するため、事件管理システムの利用登録に際しては、安全かつ確実な本人確認の方法を検討すべきである。

【理由】

1 システム送達について

システム送達は、裁判所における送達事務の効率化のみならず、送達された書面の早期把握、電子データの再利用等の点で受送達者にとっても利便性が高く、これを導入する必要性は高い。しかし、前記のとおり、IT機器の使用が困難な者やITに習熟しない者が存在する以上、全ての送達書面をシステム送達で送達すべきではなく、システム送達の利用を登録又は届出をした当事者に対する送達に限定するべきである（訴状については、事前登録をした者に限られる。）。

2 事件管理システム登録時における本人確認の方法（研究会報告書46頁注7関係）

被告へのなりすましを防止するためには、事件管理システムの利用登録時の本人確認を確実に行うことが重要である。今後、民事裁判手続等のIT化の一環として登録又は届出手続もオンライン化が必要となると考えられることから、対面による本人確認方法だけでなく、オンラインによる本人確認方法についても、確実な方法を検討していく必要がある。

第5 送達の効力発生時期—いわゆる「みなし送達」について

(4) 上記(2)による送達は、送達を受けるべき者が、事件管理システムにアップロードされた送達をすべき書面を閲覧した時にその効力が生ずる。ただし、送達を受けるべき者が、上記(2)の通知が発出された日から一定期間（例えば7日）経過する日までに閲覧しないときは、その日が経過した時に閲覧したものとみなす（※）。

（※）後段のいわゆる「みなし送達」の規律を設けることによる懸念点の解消策については、引き続き検討する。

【意見】

送達の効力について、受送達者が事件管理システムにアクセスして送達すべき書面を閲覧した時に生じることには賛成する。

ただし、「みなし送達」の効力を認める書面については、送達の効果が受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が将来の送達を予見できないようなものを含めるべきはない。このような書面は、電子メールの発信後一定期間の経過後に従来の書面による送達を行うべきである。

【理由】

1 「みなし送達」の必要性及び電子メールの信頼性の限界

システム送達による場合、受送達者が事件管理システムにアクセスしないこともあり得るから、一定の条件の下で、受送達者が送達書面を閲覧し、もって送達がなされたものとみなす規定（以下「みなし規定」という。）を設ける必要がある。

しかし、送達書面が事件管理システムにアップロードされた旨を電子メールで通知し、その電子メールを発信した日を起算日として、一定期間の経過後に閲覧をしたものとみなすことは、技術的観点から疑問がある。電子メールは、必ず到達するとは限らず、その信頼性は必ずしも高くないし、サーバ等の状態のいかんによって、発信から受信者の電子メールサーバに到達するまでに数日間を要することがあるからである。

したがって、受送達者の手続保障の観点からは、発信した日ではなく、受信した日をもって送達の効果を発生させる必要があるが、他方で、技術的に電子メールの到達の有無やその到達時刻を裁判所書記官が確認するのは困難であり、ときにはそれが不可能なこともある。

2 「みなし送達」の対象とすべきでないもの

以上のとおり電子メールの信頼性に限界があることを考慮すれば、少なくとも訴状、決定などその法的効果が受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼすものであって、かつ、当事者が将来の送達を予見できないようなものは、みなし規定の対象とするのではなく、発信日から一定期間を経過した場合には、従来どおりの書面による送達を行うべきである。

そして、通知を受けるべき電子メールアドレスを事前に登録した者といえども、その管理が不十分で、訴状等の送達を見逃すことがあり得る。それを本人の責任に帰するのは酷であるから、このような者に対しても、書面による送達を行うこととするべきである。

裁判の審理の過程で当事者が将来の送達を予見できるものについては、電子メールの着信を確認できないときに裁判所に問い合わせる送達書類のアップロードの有無を確認できるから、これらはシステム送達の対象として差し支えない。しかし、予見が不可能ないし困難なものについては、このような行動をとることができず、仮に電子メールの受信に気付いたとしても、一定期間（例えば7日）のうち残された期間内でこれに対する適切な対応を取り得ないこともあり得る。したがって、受送達者の権利や法的地位に重大な影響を及ぼす書面のうち、当事者に送達の予見性を欠くものは、みなし送達の対象から外すべきである。

なお、システム送達を試みた場合に受送達者の閲覧を確認できないときは、裁判所書記官が電話等で閲覧を促す等の運用をするのが望ましい。

第6 訴え提起時におけるシステム送達の特則

2 訴え提起時におけるシステム送達の特則

訴状の送達について、次のとおりシステム送達の特則を設けることについて、引き続き検討することとしてはどうか。

(1) 原告は、被告の通知アドレスが登録されていない場合であっても、訴えの提起の際に、裁判所書記官に対し、システム送達の方法により被告に訴状の送達をすることを求める旨の申出をすることができる。この場合において、原告は、被告の1又は2以上の電子メール等のアドレス（事件管理システムに対応するものに限る。）を提供しなければならない（※）。

（※）前段のシステム送達の特則を用いる旨の申出については、弁護士・司法書士等の訴訟代理人に限るとすることについても、引き続き検討する。

(2) 上記(1)の場合において、裁判所書記官は、(1)に規定する電子メール等の

アドレスに対し、次に掲げる事項を通知するものとする。

ア 原告が、被告を相手方として訴えを提起したこと。

イ 上記アの原告が提出した訴状の電子データが事件管理システムにアップロードされていること。

ウ システム送達の方法により当該訴状の送達を受けることを希望するときは、事件管理システムの利用登録をした後に、これを利用して当該訴状の閲覧をすることができる旨

エ その他最高裁規則で定める事項

(3) 被告が、(本人確認及びその真意の確認をした上で、) 事件管理システムの利用登録をし、事件管理システムから当該事件の訴状を閲覧した時に、送達の効力が生ずる。

(4) この特則による訴状の送達については、前記1(4)ただし書(みなし送達)の規定は適用しない。

(5) 上記(2)の通知が発出された日から一定期間(3日、5日、7日など)経過するまでの間に上記(3)の閲覧がされないときは、裁判所書記官は、システム送達以外の方法による送達を行うものとする。

【意見】

訴え提起時におけるシステム送達の特則を設けることに反対する。

【理由】

訴え提起時におけるシステム送達の特則は、訴状の送達につきシステム送達の利用範囲を拡大し、もって従来の送達によるコストを回避する効果が期待できる。

しかし、当該アドレスに発信した電子メールが本人に着信するとは限らないし、複数のアドレスの保有者が常日頃全部を確認しない(昔に作ったアドレスは利用せず放置しがちである。)、迷惑メールや多数の電子メールに紛れて削除するといった事態も予想され、前記特則の実効性には限界がある。また、予期せぬ第三者が裁判所の発信した電子メールを閲読し、プライバシー、営業秘密の侵害につながる可能性もある。さらに、(利用登録時における本人確認の厳格さにもよるが)裁判所に対して被告のアドレスとして原告又はその配下の者のアドレスを届け出て、裁判所から送信された電子メールに基づきあたかも被告本人であるかのように事件管理システムへの登録を行い、あらかじめ取得した被告本人の身分証明書を利用して裁判所の本人確認をかいくぐって不正に被告敗訴の債務名義を取得する、クラッキング(不正侵入)によって被告本人のパソコン等を操作することで、

同様の債務名義を取得するなど、訴訟詐欺につながるおそれがある。加えて、裁判所をかたった電子メールの送信によって架空請求を行う者が現れるなど、前記特則が消費者被害の誘発、拡大につながる危険性が高い。

したがって、訴え提起時におけるシステム送達の特則は設けるべきではない。

なお、研究会では、原告に、被告本人のアドレスであることの疎明を求める方法が検討されたが、その疎明は難しいと考えられる。電子メールやSMSの通信記録などでは、「誰かと通信した」ということは分かり得ても、その当事者が被告であるとは限らない。結局、原告が確実に被告本人のものと確認するのは困難であり、裁判所がそれに依拠してシステム送達を行うことには問題が多い。

第7 特別な訴訟手続

第6 特別な訴訟手続

ITツールを十分に活用して計画的かつ適正迅速に紛争を解決するため、次のような訴訟手続の特則を設けることについて、引き続き検討することとしては、どうか。

1 要件等

【甲案】

- (1) 地方裁判所においては、特別な訴訟手続による審理及び裁判を求めることができる。
- (2) 特別な訴訟手続による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。

【乙案】

- (1) 地方裁判所においては、当事者の共同の申立てがあるときは、特別な訴訟手続による審理及び裁判を行うことができる。
- (2) 上記(1)の共同の申立ては、第1回口頭弁論期日（※）までにしなければならない。

（※）第1回口頭弁論期日の前に弁論準備手続に付した場合には、第1回弁論準備手続期日とし、書面による準備手続に付した場合には、第1回目の書面の提出期限までとすることが考えられる。以下同様とする。

2 反訴の禁止

特別な訴訟手続においては、反訴を提起することができない。ただし、反訴についても特別な訴訟手続により審理及び裁判を求める旨の申述があり、反訴が本訴の第1回口頭弁論期日までに提起された場合には、この限りでは

ない（※）。

（※）上記のただし書は「1」において【甲案】を採用した場合の規律であり、「1」で【乙案】を採用した場合には、「ただし、第1回口頭弁論期日までに反訴について前記1(1)の当事者の共同の申立てがあった場合には、この限りではない。」とすることが考えられる。

3 審理期間

特別な訴訟手続においては、特別の事情がある場合を除き、第1回口頭弁論期日から6か月以内に審理を終結しなければならない。

4 主張の提出の方法等

特別な訴訟手続においては、当事者が提出することができる主張書面の通数は、それぞれ3通までとする。ただし、裁判所は、当事者から申出があったときは、当事者双方と協議をし、審理の現状その他の事情を踏まえて、当事者が提出することのできる主張書面の通数を4通以上とすることができる。

5 証拠調べの制限

(1) 証拠調べの請求は証明すべき事実の立証に必要な証拠を厳選して、これを行しなければならない。

(2) 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

6 通常の手続への移行（※）

(1) 被告は、第1回口頭弁論期日の終了に至るまで、訴訟を通常の手続に移行させる旨の申述をすることができる。

(2) 訴訟は、上記(1)の申述があった時に、通常の手続に移行する。

（※）本文の規律は「1」において【甲案】を採用した場合のものであり、【乙案】を採用する場合には不要となる。

(3) 次に掲げる場合には、裁判所は、訴訟を通常の手続により審理及び裁判をする旨の決定をしなければならない（※）。

ア 当事者の一方又は双方に訴訟代理人がないとき。

イ 公示送達によらなければ被告に対する最初にすべき口頭弁論の期日の呼出しをすることができないとき。

ウ 特別な訴訟手続により審理及び裁判をするのを相当でないと認めるとき。

（※）当事者の双方が通常の手続に移行させる旨の申述をした場合に通常の手続に移行するものとするか否かについては、引き続き検討する。

- (4) 上記(3)の決定に対しては、不服を申し立てることができない。
- (5) 訴訟が通常の手続に移行したときは、特別の訴訟手続のため既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなす。

7 特別な訴訟手続への移行

裁判所は、通常の手続により審理を行っている場合においても、審理の現状等に鑑み、相当と認め、かつ、当事者双方が特別な訴訟手続によることに同意したときは、特別な訴訟手続により審理を行うことができる(※)。ただし、当事者の一方又は双方に訴訟代理人がない場合は、この限りでない。

(※) 通常の手続から特別な訴訟手続への移行に関しては、第1回口頭弁論期日が終了するまでという限定を付すことも考えられる。

8 不服申立ての方法

(1) 控訴の禁止

特別な訴訟手続の終局判決に対しては、控訴をすることができない。

(2) 異議

ア 特別な訴訟手続の終局判決に対しては、判決書の送達を受けた日から2週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。ただし、その期間前に申し立てた異議の効力を妨げない。

イ 法第358条から第360条までの規定は、アの異議について準用する。

(3) 異議後の審理及び裁判

適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論の終結前の程度に復する。この場合においては、通常の手続により審理及び裁判をする。

【意見】

研究会報告書が提案する特別な訴訟手続(以下「本件特別手続」という。)には賛成できない。

【理由】

1 立法事実及び立法目的

民事第一審訴訟(過払金等以外)の平均審理期間は、2000年当時8.9月であり、2007年、2008年には8.1月にまで短縮した。しかし、その後は長期化傾向が続いて2015年には9.3か月に達し、2016年に8.

8月に復したが、依然として短期間で裁判が終了する状況にはない²。そして、法曹が迅速な裁判を目指すことは重要であるし、今後もそのための不断の努力が欠かせないことは言うまでもないから、前記の事実をもとに迅速化のための立法政策を検討することには問題がない。

2 手段の合理性

迅速化のための手段として研究会報告書が掲げる本件特別手続が合理的かという点、疑問を禁じ得ない。まず、訴訟係属の当初、訴訟代理人は、相手方当事者の反論の内容を十分に把握していないことが多いから、その時点で攻撃防御方法を制限したり、その提出期限に限界を定めたりすることには躊躇するのが通常である（委任事務の懈怠、弁護士倫理の違反が生じかねない。）。したがって、訴訟代理人が新たな訴訟手続の特則を申述し、又は異議を申し出ないのは、当初から互いに訴訟資料を十分に持ち合わせていると確信を抱く事件に限られ、この手続が利用されることはまれであろう。

そして、両当事者が初回の期日から6か月以内に訴訟の終了を目指す場合には、裁判所の適切な訴訟指揮の下、この手続によらずして訴訟を終了させることは可能であるし、当事者の予測可能性を高めたいのであれば、訴訟手続の計画的進行を図ったり（法第147条の2参照）、審理の計画を定めたり（法第147条の3）することが可能であるから、あえて新しい特則手続を設ける必要性に乏しい。

もちろん、研究会報告書の提案は、従来の審理方式を否定するのではなく、これに加えて新たな審理方式を創設しようとするにすぎないから、僅かでもその利用者がいる限り、制度創設には意義があるという見解が成り立たないわけではない。

しかし、準備書面の通数制限、証拠方法の制限、反訴の制限などは、公正かつ適正な裁判を受ける権利を保障する憲法第32条に抵触しないかが問題となる上、ラフジャスティスを招く危険性を拭えず、民事訴訟制度に対する信頼を損ねかねない。また、本件特別手続を開始したものの、途中で予見し得なかった事態が生じた場合にも、一旦本件特別手続を選択した以上、通常の手続における審理を受け得ないというのでは、当事者の手続保障が不十分である。したがって、各当事者が通常の手続の審理を希望したときは、通常の手続に戻る権限を付与する必要があるが、その選択がなされたときは、結局、同じ裁判所において改めて通常の手続による審理を続けることになるから、か

² 「裁判の迅速化に係る検証に関する報告書（第8回）」「Ⅱ 地方裁判所における民事第一審訴訟事件の概況及び実情」20頁図5。

えって審理の長期化を招くことになりかねない。

このように見てくると、訴訟の迅速化を目的として本件特別手続を創設しても、その利用により迅速化に資する事件はごく僅かであり、その目的にふさわしい効果が得られる可能性は低いように思われる。迅速化のためには、むしろ裁判官の増員等を始めとする人的物的基盤拡充・整備、証拠及び情報収集手段の拡充、民事裁判における運用の改善などが重要である。

第8 弁論準備手続

第7 争点整理

1 弁論準備手続

法第170条第3項を次のとおり改めることとしては、どうか。

裁判所は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁規則（※）で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、弁論準備手続の期日における手続を行うことができる。（同項ただし書は削除する。）

（※）最高裁規則では、ウェブ会議の接続先の条件のほか、ウェブ会議等を行うに当たり必要な細則を定めるものとする。

【意見】

研究会報告書が提案するウェブ会議等による弁論準備手続期日の要件に賛成する。

争点整理手続は、現行法どおり、公開で行われる準備的口頭弁論、非公開で行われる弁論準備手続及び書面による準備手続とすべきである。

【理由】

1 弁論準備手続の改正

ウェブ会議等を利用すると、必ずしも一か所に集まらなないと争点整理ができないものではないし、当事者が現実に出頭するかウェブで出頭するかは、裁判所や相手方当事者に主張・争点を理解させ、あるいは不明点を明らかにするために出頭した方がよいかなどの観点で、各当事者の判断に任せれば足りる。裁判所としても、争点整理のために現実の出頭を求める必要があるか否かで決すればよいのであって、遠隔地という要件で一律に出頭の要否を決する必要はない。また、ウェブ会議で、当事者が同時に訴訟に関する行為を行えるのであれ

ば、当事者のいずれか一方が裁判所に出頭する必要もない。

よって、法第170条第3項本文の「遠隔の地に居住しているとき」という要件を削除すべきであり、また、同項ただし書「当事者の一方がその期日に出頭した場合に限る」という制限も廃止すべきである。

なお、弁論準備手続が公開を要しない手続であること、非弁護士活動を防ぐ観点から、当事者の所在場所等については、最高裁規則で明確に定めるべきである。また、当事者及び代理人が期日に出頭し、弁論権を行使するのは当然の権利であるから、ウェブ会議等による弁論準備手続期日が立法化された後も、裁判所は、従前と同様に出頭を求める当事者の出頭を拒まない運用を続けるべきである。

2 争点整理手続の一本化

準備的口頭弁論は、公開の手続で行われる点で、争点整理手続の他の2者と異なる。そして、公開法廷で争点整理を行うことは、当事者にとって大きな意義を持つことがあるから、これを存続させるべきである。

もっとも、準備的口頭弁論でなく口頭弁論で争点整理を行うことも可能であるが、争点整理のための準備的口頭弁論が終了したときは、その後の攻撃防御方法の提出に説明責任が課せられる点で（法第167条）、口頭弁論とは規律を異にする。したがって、公開法廷で行う争点整理手続として、口頭弁論とは別に準備的口頭弁論を残すことに意味がある。

他方、弁論準備手続と書面による準備手続については、いずれも非公開の手続である点で共通し、一方当事者の現実の出頭を要しないとの規律にすれば、両者の統合に大きな支障はない。そして、現在書面による準備手続が利用される場合として多いのが、在監者が提起した民事訴訟であるが、在監者がウェブ会議を利用できるようにすれば、更に両者を残す必要性は少なくなる。

しかし、両者ではなし得る訴訟行為に差異があるし、争点整理手続の選択肢は多い方がよいと思われるので、あえて書面による準備手続を廃止するまでの必要はない。

第9 書証

第8 書証

1 電子データの証拠調べ

電子データ（電磁的記録）の証拠調べについて、次のような規律を設けることとしては、どうか。

電子データを取り調べることができることとし、その証拠調べについては書証に関する規定を準用する。

2 書証の提出等の方法

書証の提出等の方法について、次のような規律を設けることとしては、どうか。

(1) 規則第143条第1項を次のとおり改める。

文書の提出又は送付は、原本、正本又は認証のある謄本（以下「原本等」という。）でなければならない。ただし、書証の申出をするに当たり、次に掲げる場合を除き、事件管理システムにアップロードされた書証の電子データをもって原本等に代えることができる。

ア 原本の存在又は成立に争いがある場合

イ 相手方に異議がある場合

(2) 規則第137条を次のとおり改める。

ア 文書を提出して書証の申出をする者が事件管理システムを利用することができる者であるときは、当該申出をする時までには、事件管理システムに書証の電子データをアップロードする方法により提出しなければならない。

イ 上記アの場合において、書証の申出をする者は、その写し一通（当該文書を送付すべき相手方の数が2以上であるときは、その数の通数）を裁判所に提出しなければならない。ただし、相手方に書証の写しを直送した場合は、この限りでない。

ウ 相手方が通知アドレスを登録又は届出をした者である場合には、上記イの規定を適用しない。この場合において、裁判所書記官は、相手方に対し、事件管理システムを通じて書証の電子データが提出された旨を通知するものとする。

エ 文書を提出して書証の申出をする者が上記アに掲げる以外の者であるときは、当該申出をする時までには、書証の写しを裁判所に提出しなければならない。

（※）「エ」の方法により書証の写しを提出する者の範囲については、オンライン申立ての一本化（義務化）の例外の範囲と同一になるものと考えられる。

オ 上記イ及びウの規定は、上記エの場合に準用する。

【意見】

研究会報告書が提案する電子データの証拠調べ及び書証の提出等の方法に関する

る規律に基本的に賛成する。

しかし、電子データを証拠方法とする証拠調べの規律については、電子データの内容が多種多様であり、電子データの多様性や特質により適合した規律を構想することも考えられる。また、書証の手續における電子データの活用の規律についても、研究会報告書が提案するものに限られるわけではない。したがって、いずれについても、より手續の適正・安定を保ちながら電子データを活用する規律を引き続き慎重に検討すべきである。

【理由】

1 電子データを証拠方法とする証拠調べの規律

(1) 研究会報告書における提案とその評価

電子データを取り調べることができることとし、その証拠調べについては、書証に関する規定を準用することが提案されている。この提案には、以下のとおり、合理性を認めることができるが、電子データの多様性や特質により適合した規律を構想することも考えられるので、慎重に検討すべきである。

(2) 電子データの内容

電子データは、コンピュータ内にあるか、コンピュータに取り込める形になったデータであるが、そのデータが示す内容は、文章、地図、設計図、デザイン、図面、写真、映像等、可視化することにより人が見読して意味を理解することができる場合も、プログラム、コンピュータの稼働の過程で自動生成されるログ情報等、特別な技能を有さない限り可視化しても人が見読して意味を理解することができない場合もある。また、電子データの内容は、別の観点から見れば、文章、設計図、映画等、人の思想等を表現するものである場合も、ドライブレコーダーによる記録映像、CTスキャン画像等、人の思想等を表現するものではない場合もある。

(3) 電子データの証拠調べの規律の在り方

前記のとおり、電子データの内容は多種多様であり、その性質上、証明力の判断が特に困難な場合も考えられるので、電子データを証拠方法とする証拠調べについては、現行法が用意している証拠調べ（証人尋問、当事者尋問、鑑定、書証及び検証）の規律とは全く異なる新たな規律を構想することも考えられる。しかし、現実的に証拠方法となる電子データの多くは、電子契約、電子メール、電子文書等、文字を利用して人の思想等を表現したものであると考えられ、有体物と無体物の違いはあるものの、文書と共通する性質を有する。そして、そうした電子データを可視化することで、それが表現する人

の思想等を理解することができる場合には、書証に関する規定を準用して電子データを取り調べることは合理的である。

もっとも、前述のとおり、電子データの中には、可視化により誰でもその意味を理解できるものの、人の思想等を表現していないものも含まれ、また、裁判所における設備の限界により、裁判所では可視化することがそもそもできないものも存在する。これらのうち、前者は、有体物と無体物の違いはあるものの、準文書（法第231条）に近い性質を有するため、準文書と同様に、書証に関する規定を準用して取り調べることは合理的である。他方、後者は、裁判所の設備では可視化できない以上、書証に関する規定を準用して取り調べることにはなじまないが、その場合でも、検証の対象にはなり得るため、制度的には証拠調べができないわけではない。以上のとおり、電子データの証拠調べについては、多くの場合、書証に関する規定を準用して取り調べることは合理的であり、そのような準用による取調べになじまない場合でも、検証による証拠調べが排斥されるわけではないため、研究会報告書の提案には合理性がある。

しかし、前述のとおり、電子データの内容は多種多様であるところ、研究会報告書の提案は、電子データのうち現実的に証拠方法となりやすいものについて既存の書証の規定の準用で済ませ、それになじまないものは検証に委ねるといった便宜的なものである（なお、書証の規定の準用の際に生じる疑問については、後の解釈・運用に解決が委ねられることとなるため、この提案が法的安定性に欠けることも否めない。）。結果としてそのような処理が現実的となる可能性は否定できないが、電子データの特質により適合した規律を構想することも考えられるので、より手続の適正・安定を保ちながら電子データを活用する規律を、引き続き慎重に検討すべきである（特に、生まれながらの電子データの証拠調べにおけるメタデータ等の提出の取扱いについては、十分な検討がなされるべきである。）。

2 書証の手続における電子データの活用の規律

文書の電子化が進みつつあるとはいえ、現在の書証の手続において、文書の原本の取調べが重要なことに変わりはない。そして、謄写技術の進展に伴い、原本に代えて写しを取り調べる機会も増えてきているものの、真実発見の観点から、今後も原本の取調べを保障する必要がある。

とはいえ、原本の取調べに当たり、原本を持参し、逐一これを閲読して取り調べるのが手間であることは否定できず、この点でITを活用する意義は大きい。そこで、挙証者（事件管理システムの利用登録者に限られる。）が電子的

に用意した文書の写しを、証拠の申出が行われる期日の前に事件管理システムにアップロードして提出し、期日において、このアップロードされた電子データの取調べを求める場合において、原本の存在及び成立に争いがなく、かつ相手方に異議がなく裁判所も相当と認めるときは、当該電子データをもってする証拠の申出を認め、その取調べをもって、原本を取り調べたものと扱えるとするべきである。なぜなら、このような場合であれば、挙証者の立証手段を制約することも、相手方当事者の手続保障に不足を来すことも、そして、裁判所の適正な心証形成を妨げることもないと評価できるからである。

もつとも、上記と同様の評価ができる書証の手続における電子データの活用の規律は、研究会報告書が提案するものに限られるわけではないため、より手続の適正・安定を保ちながら電子データを活用する規律を、引き続き慎重に検討するべきである。

第10 証人尋問等

第9 証人尋問等

1 ウェブ会議等を利用した証人尋問の要件等

(1) 要件

法第204条各号を次のとおり改めることとしては、どうか。

1号 証人が遠隔の地に居住していること、証人の年齢若しくは心身の状態その他の事情により受訴裁判所に出頭することが困難であると認められる場合であって、相当と認めるとき。

2号 (同略)

3号 (ウェブ会議等を利用した証人尋問をすることについて) 当事者に異議がない場合であって、相当と認めるとき。

(2) 証人の所在場所等

法第204条に次の規律を加えることとしては、どうか。

(法第204条のウェブ会議等を利用した証人尋問をする場合には) 証人は、適正な尋問を行うことができる場所(通信環境が整備され、かつ、不当な第三者による影響を排除することができる場所)として最高裁規則で定める地に所在しなければならない。

【意見】

研究会報告書が提案するウェブ会議等を利用した証人尋問の要件に賛成する。

証人の所在場所等を規律することには賛成する。しかし、証人の所在場所は、不当な第三者による証人への影響が排除され、裁判官の訴訟指揮権や法廷警察権が及ぶものとしなければならない。

また、ウェブ会議等を利用した証人尋問を行う場合に、一部の当事者のみが証人と同じ場所に所在することの可否については、裁判所の裁量的判断に委ねるのではなく、原則としてこれを禁じた上で、他の当事者が同意した場合で、かつ、裁判所が相当と認めるときに限り、これを認めるものとすべきである。

【理由】

1 要件について

(1) 法第204条の立法趣旨

法第204条は、遠隔の地に居住する証人の負担を軽減することや、通信技術の進歩の結果、映像と音声を通じて相手の表情などを認識しながら遠隔の地にいる者同士のやり取りが可能となったことを考慮して、1996年(平成8年)改正で新設された条項である(2007年(平成19年)改正でいわゆるビデオリンク方式による尋問の可能な場合が拡張された。)

研究会報告書は、ITの革新的な発展により、隔地者間においても臨場感あるやり取りが可能となりつつあることに鑑み、証人尋問においてウェブ会議を利用することを念頭に、利用を認める要件と証人の所在場所等を緩和することを企図している。

映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に確認しながら隔地者間でのやり取りを可能とするIT利用の利点を民事裁判手続等においてもできる限り享受しようという発想に立てば、要件等を緩和してその適用範囲を拡大する方向での立法が志向されることになろう。

(2) 直接主義の例外

しかしながら、証人の証言は、受訴裁判所の面前で行うのが原則である。これは、裁判所が、証人の証言を証言態度、雰囲気を含めて直接面前で体感することによって適切に心証形成し、そのまま判断に反映することが可能となる結果、適正な判決がなされることが期待できるからである。当事者にとっても、証人と直接相対して尋問を行うこと、特に反対尋問を行う機会を確保することが手続保障として重要である。

前述のとおり1996年改正では法第204条が新設されたが、この条項では、映像と音声の送受信による通話の方法による証人尋問を認める場合を限定列举としている。これは前記の点に照らし、裁判所や当事者が証人と直

接相対しない形での尋問が許容される場合を例外的・制限的なものと位置付けたからにはほかならず、その原則は今後も堅持されるべきである。

(3) 結論

以上を踏まえて検討すると、まず、受訴裁判所に出頭したくないなど証人の主観的事情による不出頭を排除するため、ウェブ会議等を利用した証人尋問の要件については、法第204条第1号の規定に「証人の年齢若しくは心身の状態その他の事情により受訴裁判所に出頭することが困難であると認められる場合であつて、相当と認めるとき。」を加えることにとどめるべきである。

また、当事者が受訴裁判所に直接出頭して尋問する機会を放棄し、かつ、裁判所もウェブ尋問等を行うことが相当であると判断した場合には、法廷における尋問を強いる必要はないから、現行法第204条に第3号として「(ウェブ尋問等をするについて) 当事者に異議がない場合であつて、相当と認めるとき。」を加えるべきである。

2 証人の所在場所等について

ウェブ会議等を利用した証人尋問を行う場合の証人の所在場所については、証人尋問が民事訴訟における重要な手続であり、証人から真実の証言を得るために、厳粛な雰囲気確保できる場所で実施されるべきである。また、判決内容の適正を確保するという公益的見地から、証人に対する不当な第三者による影響を排除し、裁判長による訴訟指揮権やいわゆる法廷警察権を適切に行使できるなど、厳格な秩序維持を保ち得る場所であることが求められる。

研究会報告書も、前記の問題意識、とりわけ、不当な第三者による影響を排除する観点から、「適正な尋問を行うことができる場所（通信環境が整備され、かつ、不当な第三者による影響を排除することができる場所）」という限定を加えており、その限りにおいては評価できる。

しかし、仮にこのような限定を満たす場所が裁判所以外に存在するにしても、研究会では、当該場所の管理者の管理権限と裁判長の訴訟指揮権、法廷警察権との関係が十分に検討されておらず、今後、更にこれらを検討し、秩序維持の実効性を確保する規律にする必要がある。

なお、ウェブ会議等による証人尋問を行う場合において、一部の当事者のみが証人と同じ場所に所在することの可否については、裁判所の裁量的判断に委ねるのではなく、原則として禁じた上で、他の当事者が同意した場合で、かつ、裁判所が相当と認めるときに限り、これを認めるものとするべきである。証人と直接相対するのが一部の当事者のみであった場合には、意図的か否かにかか

ならず、その当事者から一定の影響を受けるおそれがあることは否定できないからである。

第11 和解

2 和解

(3) 簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度（法第275条の2）と同様の制度を簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続にも導入することとし、法第265条を次のとおり改めることについて、引き続き検討することとしては、どうか。

ア 裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、相当と認めるときは、当事者に異議がない場合に限り、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を考慮して、職権で、事件の解決のため必要な和解条項を定める決定（以下「和解に代わる決定」という。）をすることができる。

イ 和解に代わる決定に対しては、当事者は、その決定の告知を受けた日から2週間の不変期間内に、受訴裁判所に異議を申し立てることができる。

ウ 上記イの期間内に異議の申立てがあったときは、和解に代わる決定は、その効力を失う。

エ 受訴裁判所は、上記イの異議申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

オ 上記イの期間内に異議の申立てがないときは、和解に代わる決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

カ 当事者が、和解に代わる決定に服する旨の共同の申出をしたときは、上記イの規定は、適用しない。

キ 上記カの共同の申出は、書面でしなければならない。

ク 当事者は、和解に代わる決定の告知前に限り、上記カの共同の申出を撤回することができる。この場合においては、相手方の同意を得ることを要しない。

(4) ((3)の簡易裁判所における和解に代わる決定の制度と同様の制度を簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続にも導入することとした場合に、)法第275条の2を削除することについて、引き続き検討することとしてはどうか。

【意見】

研究会報告書が提案する「簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度（法第275条の2）と同様の制度」の導入に、反対する。

【理由】

1 現行制度と新制度との相違点

現行の簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度（法第275条の2）は、対象事件を簡易裁判所の金銭の支払を目的とする訴えに限定し、和解内容についても、被告が口頭弁論において原告の主張を争わず、その他何らの防御方法も提出しない場合において、裁判所が被告の資力その他の事情を考慮して相当と認め、原告の意見を聴くことを要件とした上で、分割払等を内容とする和解に代わる決定をすることに限定している。

これに対し、研究会報告書の「簡易裁判所の訴訟手続における和解に代わる決定の制度（法第275条の2）と同様の制度」を簡易裁判所の訴訟手続以外の訴訟手続にも導入する研究会報告書の提案（以下「新制度」という。）は、対象事件及び和解内容に何ら制限を設けないものであって、両者には違いがある。

2 立法事実の不存在

簡易裁判所の管轄とされている少額の金銭支払請求訴訟においては、被告は若干の不満があっても事実を争わず、分割払や支払期限の猶予による和解を希望することも多く、原告も強制執行は請求金額に比して負担が大きいので、任意の履行を期待して分割払等の和解に応じることが多い。それにもかかわらず、遠隔地に居住する被告は少額事件の解決のために裁判所に出頭しないことも少なくないため、被告が口頭弁論期日に欠席したまま裁判所が機動的に和解を成立させることができるよう、簡易裁判所ならではのかかる実情を踏まえて新設されたのが現行の制度である。

しかし、新制度導入の提案理由に示されたケース（当事者間において和解のための協議が行われ、相互に歩み寄りが見られたが、和解の合意が成立するまでには至らない場合）は、確かに実務上あり得るものではあるが、そのために法制度を設けるに足りる程の件数があるのか、その立法事実は明らかでない。

3 新制度の内容上の問題点

新制度は、対象事件や当該決定の時期や和解内容について何ら制限を設けていない。そのため、訴訟のどの段階で、どのような内容の和解に代わる決定をするのかについては、結局のところ、裁判所の裁量に委ねられることになるが、このように広範な職権の行使を裁判所に許すことは次のとおり問題が多い。

第一に、新制度によると、裁判所は、当事者が求める訴訟物を超えて和解に

代わる決定をすることも可能となってしまうが、訴訟において当事者が裁判所に判断を求めているのは、実体的権利関係の存否であり、既判力を有する判断であって、訴訟物や要件事実を超えたより広い範囲での紛争解決を図ることは、本質的に当事者の役割である。新制度は、こうした訴訟という紛争解決過程における当事者と裁判所の本質的な役割を損ねるおそれがある。仮に、裁判所の心証を知る、あるいは、当事者本人の説得という実務上の便宜があったとしても、それは従前どおり裁判所が和解案を示すなどの方法で行うべきである。

また、当事者は、裁判所の結論だけでなく、そこに至る理由をも含めた判断を仰ぐことに期待を有しているにもかかわらず、新制度では、裁判所が判断を示すことは要求していないため、当事者は裁判所の判断を聴く機会を一方的に奪われてしまいかねない。

このような制度では、民事訴訟の大原則である当事者主義や処分権主義、ひいては当事者の裁判を受ける権利をも侵しかねない。

第二に、新制度を使えば、裁判所は、理由を示した判断をする必要がなくなることから、厳格な事実認定がおろそかにされたまま和解が進められたり、裁判所が事件処理を進めるため、又は判決理由を示すことを回避するための手段としてこの制度を濫用し、和解に代わる決定が乱発されたりするおそれもある。

もっとも、裁判所がこの決定をする際には、当事者の意見を聴いた上、異議がない場合に限る旨の規定をおくことが想定されており、決定に対して当事者は異議を申し立て、その効力を失わせることもできるとされているため、前記のような心配はないようにも思える。

しかし、本人訴訟の当事者が法律の専門家である裁判所に異議を申し立てることは容易ではなく、むしろ裁判所の決定には従わざるを得ないと思い込んでしまいがちである。また、異議を申し立てたとしても、同じ受訴裁判所が以後の訴訟手続を担うことになっているため、当事者は当該決定よりも不利な判決をされることを恐れて、異議の申立てをしづらく、当事者の多くは決定を受け入れざるを得なくなる。

4 新制度を導入せずとも不都合は存在しないこと

本提案中に示されたようなケースでは、現行法の下でも、民事調停法第17条の調停に代わる決定を利用することはでき、実際上の不都合はないことからすれば、問題点や疑念が多く指摘される本制度をあえて設ける必要性はない。

第13 口頭弁論の公開

口頭弁論の公開については、現実の法廷のみで行うこととし、ウェブ中継などを認めたり禁止したりする規律は設けないこととしては、どうか。

【意見】

司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視及び最高裁判所裁判官の国民審査の実質化を図るため、訴訟関係者のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ、下級審に先行して最高裁判所の弁論期日をインターネットで配信することの検討を開始すべきである。

【理由】

1 裁判の公開原則

憲法第82条第1項は、裁判の公開原則を定めており、裁判の公正を確保するため、対審及び判決という裁判の中核をなす過程の公開を定めるものであり、憲法第32条の裁判を受ける権利の保障には、公開裁判の保障が含まれているものと解されている。そして、裁判の公開は、当事者公開だけではなく広く一般に公開することを意味しており、誰もが裁判を傍聴することができる傍聴の自由が含まれる。もともと、法廷に設けられる傍聴席数などの物理的制約から、傍聴人の人数が制限されているし、裁判長は、法廷における秩序を維持するため必要と認めるときは、傍聴席に相応する数の傍聴券を発行し、その所持者に限り傍聴を許す措置をとることができるものとされている（昭和27年9月1日最高裁判所規則第21号・裁判所傍聴規則第1条第1号）。

2 口頭弁論期日のウェブ中継の導入

しかし、民事裁判手続がIT化され、ウェブ会議を通じて口頭弁論期日に当事者が参加できるようになれば、各地の裁判所の法廷にウェブ会議を実施するための機器が設置されるようになるから、裁判所のウェブサイトなどインターネット上で裁判を傍聴すること（ウェブ中継）も可能になるはずである。ウェブ中継を実施すれば、傍聴席の数などの物理的障害はなくなることになり、国民に広く傍聴の機会を与えることができるようになる。裁判の公開の在り方として、法廷での傍聴に加えて、テレビ中継やウェブ中継をすることは、現行法の下においても許容されており、裁判の公正を確保するという公開原則の趣旨から望ましい。国民が民事司法をより身近に感じ、親しみを持つ効果も期待できる。

この点、研究会報告書は、裁判で明らかにされることもある当事者のプライ

バシー等がインターネット上で不特定多数の者に知れ渡ることは我が国の国民感情からしても直ちに受け入れ難いように思われるとして、「口頭弁論の公開については、現実の法廷のみで行うこととし、ウェブ中継などを認めたり禁止したりする規律は設けない」としている。

確かに、民事裁判の多くは訴訟当事者及び関係者（以下「訴訟関係者等」という。）のプライバシーに関わる情報が含まれており、インターネットが発達した現在、訴訟関係者等が知られたくないプライバシー等がソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）を通じて拡散され、ウェブ中継による裁判の公開が訴訟関係者等の名誉やプライバシーを侵害する危険性も生じ得る。当事者が民事裁判の利用をためらうことがないよう配慮されなければならない（市民的及び政治的権利に関する国際規約第14条参照）から、訴訟関係者等の私生活の利益等を害する場合には、ウェブ中継を実施するべきではない。

他方、司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視の観点からは、ウェブ中継のニーズがあると思われる訴訟類型、例えば、議員定数不均衡訴訟や原発訴訟などのいわゆる「政策形成訴訟」、住民訴訟その他の社会的関心が高く傍聴券の発行がされる訴訟などでは、訴訟関係者等の名誉やプライバシーに配慮する上でウェブ中継が実施されることによる利点は大きい。

さらに、最高裁判所裁判官の国民審査制の機能が十分に果たされる前提として、移動の時間や費用をかけずに、国民が最高裁判所の口頭弁論期日における審理を傍聴する機会を設けることは重要である。

このように、司法に対する国民の理解の増進、裁判に対する市民の監視及び最高裁判所裁判官の国民審査の実質化を図るため、訴訟関係者等のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ（具体的には、両当事者が同意し、裁判所が相当と認める場合に実施することが考えられる。もっとも、国や地方公共団体を被告とする訴訟においては国等の同意を原則不要とすべきであろうが、これらは今後検討されるべき課題である。）、下級審に先行して最高裁判所の口頭弁論期日をインターネットで配信することから、まずは検討を開始すべきである。

第13 通常抗告の即時抗告化

第15 上訴、再審、手形・小切手訴訟

2 通常抗告の即時抗告化

法第3編第3章（抗告）について、次のとおり規律を改めることとしては、どうか（なお、(2)については、引き続き検討する。）。

- (1) 通常抗告と即時抗告とに分かれている現行法の規律を改め、即時抗告に一本化する（法第328条関係）。
- (2) 即時抗告の期間（法第332条関係）
- 【甲案】即時抗告の期間については、2週間とする。
- 【乙案】現行法を維持する（1週間とする。）。
- (3) 即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする（法第334条第1項関係）。
- (4) 即時抗告を認める現行法の各規定については、次のとおり規定を改める（その余の規定については維持をする。）。
- ア 法第21条
移送の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- イ 法第25条第5項
削除する。
- ウ 法第92条第4項
法第92条第3項の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- エ 法第214条第4項
削除する。
- オ 法第287条第2項
削除する。
- カ 法第295条ただし書
削除する。
- キ 法第316条第2項
削除する。
- ク 法第347条
法第345条第2項及び前条（法第346条）第1項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。
- ケ 法第394条第2項
削除する。

【意見】

通常抗告を即時抗告に一本化することに賛成する。ただし、即時抗告の期間は2週間とすべきである。

【理由】

1 総論

法は、決定に対する不服申立てとして通常抗告と即時抗告の2種類を規定しているが、両者は、抗告期間の定めの有無と自動的執行停止効の有無に違いがある。前者について、通常抗告には抗告期間に関する定めがなく、原裁判の取消しを求める利益がある限り何時でも申立てができるが、即時抗告は裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならない（法第332条）。後者について、即時抗告には執行停止効が認められているが（法第334条第1項）、通常抗告では執行停止は抗告裁判所の裁量にとどまる（同第2項）。

このように、法は2つの抗告方法を規定しているものの、2つの方法を認める理由については、沿革的なものも含め必ずしも明らかではない。また、個々の決定事項の不服申立てがいずれによるのかも、解釈に委ねられており、必ずしも区別の基準は明確でない。そのため、1996年（平成8年）法改正の際も、一本化論、通常抗告廃止論等が議論されたが、実現には至らなかった。

2 他の民事手続法制定、改正の状況

他の民事手続法の改正に際し、不服申立てを独立的決定に対するものと付随的決定に対するものに区別する構想が進められ、1979年（昭和54年）の民事執行法制定では執行抗告という新たな不服申立てが導入された。

また、民事再生法（1999年）、会社更生法（2002年）、破産法（2004年）といった一連の倒産法改正に際しては、付随的決定に対する不服申立ては即時抗告のみに統一され、通常抗告は認められなかった。

2011年（平成23年）の非訟事件手続法・家事事件手続法制定に際しても、付随的決定に対する不服申立てについて、法律関係の早期安定・簡易迅速な紛争解決の要請から通常抗告を廃止し、即時抗告に一本化された（法第66条、第79条）。

3 結論

このように民事手続法の改正の流れは、手続の迅速化の観点から、通常抗告の廃止の傾向にあり、法の各決定事項を眺めても、不服申立てを即時抗告とすることに特段の弊害があるとは考えられない。そこで、法においても、決定に対する不服申立ては即時抗告に統一するべきである。

4 抗告期間

各種民事手続法改正では不服申立ては即時抗告に統一されたが、抗告期間については、裁判所の終局判断に対する不服申立ては2週間以内、暫定的又は中間的な決定に対する不服申立てには1週間以内と分けて規定する例がある。例

例えば、非訟事件手続法第67条第1項本文は、終局決定に対する即時抗告の期間を2週間としながら、第81条第1項は、暫定的又は中間的な決定に対する即時抗告の期間を1週間としている。

しかしながら、法における決定への不服申立てを即時抗告に統一しつつ、規定により抗告期間を区別することは、利用者に誤解や混乱を生じさせかねない。また、これまで抗告期間が2週間とされていた行為を1週間で行うことには無理がある。したがって、抗告期間も統一して規定するべきであり、控訴期間とそろえて2週間とするのが妥当であると考えられる。

第14 その他

1 事務職員へのアカウント付与

【意見】

法律事務所の事務職員が弁護士を補助し、もって円滑な訴訟手続を可能ならしめるため、一定の要件の下に事務職員にアカウントを付与し、オンライン申立て等に係る設定、操作等を行えるようにするべきである。それに伴い非弁活動を抑止する趣旨から、不正防止のための事前の対策あるいはアカウントの不正使用に対する厳格な制裁の導入などを検討すべきである。

【理由】

民事裁判手続等を担う弁護士の多くは、業務を行うに際し、事務職員の補助が不可欠であり、これが円滑な手続の進行を支えている。また、障がいを持つ弁護士にとって事務職員による補助は必要不可欠である。現在、裁判所に提出する書面の大半がパソコンを用いて作成され、ファクシミリ送信されることが多いが、実際には弁護士が作成した手書きの草稿を渡され、その入力、プリント、送信作業の全てを事務職員が担っている例すらある。したがって、もし事件管理システムのアカウントが弁護士にしか付与されないのであれば、書面の事件管理システムへのアップロード、ダウンロード、ウェブ会議の設定及び操作等の作業を全て弁護士が行わざるを得なくなり、弁護士の業務を非効率なものにならしめ、ひいては裁判手続等の円滑な追行に支障を来しかねない。また、事務職員に操作を補助させるために、弁護士と事務職員アカウントを共用する事態が生ずると、事故発生時の事後検証が不能になるなどのセキュリティリスクが生ずる。

そこで、事件管理システムのアカウントは、弁護士のみならず一定の要件の下に事務職員にも付与し、事務職員が自らのアカウントを使って、前記作業を行えるようにすべきである。

ただし、事務職員に対するアカウントの付与に際しては、不正行為を防止するため、事務職員が行うことができる操作を限定するほか、事務職員アカウントを資格者のアカウントにシステム的に紐付け、資格者のアカウントを主、事務職員アカウントを従とするなど、技術面から不正を防止するための対応を検討する必要がある。

それでも事務職員と称する者の非弁活動を誘発する危険性があるから、弁護士職務基本規程第19条に基づく指導監督をおし進めるだけでなく、非弁活動を抑止する趣旨から、アカウントの不正使用に対しては厳格な制裁を設けることも検討されるべきである。

2 判決の公開

【意見】

特定の個人をできるだけ識別不能にするために仮名処理をするなど訴訟関係者等のプライバシーや営業秘密に配慮しつつ、原則として全ての判決を公開し、これを検索して閲覧できるようなシステムを構築するべきである。

なお、公開の基礎となる訴訟記録は、少なくとも50年間以上保存するべきであり、技術が進展した将来の時点においては、保存期間を定めないことも検討されるべきである。

【理由】

判決の公開は、憲法第82条第1項の公開原則の一部をなすものであり、裁判の公正を担保するものとして極めて重要である。他方で、判決以外の訴訟記録をどの程度公開するかは、立法政策の問題と解されている。

現行法の下では、判決の原本等は、事件記録等保存規程に基づき50年保存され、何人も裁判所書記官に対し閲覧を請求することができ（法第91条第1項）、判決文のごく一部だけが判例集に登載されるほかは裁判所などのウェブサイトに公開されているにとどまっており、判決の公開が不十分である。

判決は、裁判所がどのような事案においてどのような法解釈をして判断を行うのかを知るための先例としての価値があり、これが十分に公開されていないと、裁判の公正が担保されない上、法的予測可能性が著しく損なわれる。また、原則として全ての判決が公開されることによって、個々の裁判官がどのような判断を行ったのかが明らかにされれば、最高裁判所裁判官の国民審査や下級審裁判官の再任に際しての判断材料が国民に供されるし、ひいては、判決への正当な批判、批評が盛んになることによって、法曹全般の水準の向上にも資することが期待で

きる。

したがって、民事裁判手続等がIT化される機会に、原則として全ての判決を公開とし、これを検索して閲覧することができるシステムを構築すべきである。

なお、検索・閲覧できるようなシステムによる判決の公開には、訴訟関係者等の名誉プライバシーや営業秘密を保護するため、閲覧制限等がなされた場合の該当部分を非公開とすることは当然として、法人ではない個人および企業等の訴訟関係者を識別できないように仮名処理するほか、犯罪被害者を当事者とする事件などでは、事件の発生日、発生場所等の具体的記載を伏せるなどの配慮をし、公開の基準及び方法について最高裁判所規則などでガイドラインを定めることが必要である。

3 障がい者に対する手続上の配慮

【意見】

障がい者がそうでない者と同等の手続保障を得るため、手続上の配慮をしなければならない旨の配慮規定を法に設けるとともに、障がいのある弁護士や障がいのある当事者又は関係団体から意見聴取をし、これを踏まえてITの活用を前提とした法の規定の要否、内容等を検討すべきである。

【理由】

(1) 障がい者に対する手続上の配慮規定の必要性

現行法において、障がい者が当事者となって訴訟追行することを想定した規定は僅かに法第154条第1項に限られ、また、研究会における議論に際しても、障がいのある当事者からの意見聴取の機会は設けられず、参加者から散発的な発言があったにとどまり、項目を設け体系的に議論されることはなかった。

しかし、憲法第32条、第14条、第21条によれば、民事裁判手続等における実質的な平等を実現するため、障がい者が差別を受けずに裁判を受け、手続に参加する権利とその機会を保障すべきは、その十分な予算措置を含め、国の責務である。また、障害者基本法第29条によれば、国又は地方公共団体に対し、障がい者が民事事件の当事者その他関係人になった場合において、障がい者がその権利を円滑に行使できるようにするため、個々の障がい者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するように配慮するとともに、関係職員に対する研修その他必要な措置を講じるべき旨規定されている。さらに、国際人権（自由権）規約第14条第1項が全ての者が裁判所の前に平等であると規定し、障がい者の権利に関する条約第13条が「障害者が他の者と平等に司法手続を効

果的に利用することを確保する」ため、「手続上の配慮」を求めているのに、現在、これを実現するための国内法が整備されておらず、いわば法の未整備を解消する必要に迫られている。

したがって、まずは法に、障がい者がそうでない者と同等の手続保障を得るため、手続上の配慮をしなければならない旨の規定を設けるべきである。

(2) 具体的な施策

障がい者の実質的平等を実現するためには、障がい者支援の具体的な施策を講じ、ITの発達に応じて検証を行い、その改善、改良を積み重ねるべきである。そして、今日のITの下では、例えば、書面中の文字列を読み上げたり、音声から字幕を生成するなど音声と文字情報を相互に変換したり、文字情報を点字ディスプレイへ表示するなど音声や文字情報から点字へ変換を行ったりすること、そのために提出する電子データへのテキスト情報やタグ情報を組み込むこと、色覚障がい者も判別できる画面設計のシステムへの組み込みが可能である。したがって、システム構築に当たっては、これらの機能を実装するシステムが開発されるべきである。（この点で、音声認識などのIT業者からも意見も聞く必要がある。）

また、これを実行する機器の整備を十分な予算措置を含め行うべきであるし、以上を前提に、法に配慮規定以外の規定を定めることの要否やその内容等を検討すべきである。

(3) 障がい者からのヒアリング

障がい者を支援する施策を計画するに当たっては、障がい者から直接意見を聴き、これを尊重することが有用である。そのため障害者基本法第10条2項、11条第2項、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条4項、第9条第2項等には、障がい者等からの意見聴取をすべき旨の規定が設けられている。そして、法の改正やこれを踏まえた具体的施策の立案に当たっても、前記法令の趣旨を参考にして、意見聴取の機会を設けるべきである。この点では、特に民事裁判を手掛ける障がいのある弁護士の意見が有益と思われるから、法制審議会において、そのような者から意見を聞く機会を設けるべきである。

4 事件管理システムの構築の進め方

【意見】

法改正後に導入される事件管理システムは、国民の裁判を受ける権利を実質的に保障するために十分な性能を備えた利便性の高いものでなければならず、その構築に当たっては、その最大の利用者である弁護士の加入団体たる当連合会の意

見が尊重されるべきである。

【理由】

研究会報告書では、法改正後の民事裁判手続等においては、外部からオンライン接続ができる裁判所の事件管理システムを利用することが前提とされている。しかしながら、研究会では、事件管理システムの機能・性能、安定性や危機対策につき具体的な検討がなされてこなかった。

情報処理システムは、設計、仕様、要求定義により挙動安定性や利便性、脆弱性が大きく異なる。そのため、構築されたシステムいかんによっては法改正後の制度と実際の運用とに乖離が生じ、本来期待される機能を発揮し得ず³に訴訟遅延を招き、当事者の裁判を受ける権利に支障を来しかねない。

したがって、法改正に基づき採用される事件処理システムは、⑦法改正後の手続に十分な処理能力、⑧文化や国籍、年齢、障がいの有無、使用言語等を問わずあらゆる市民の利用を想定した、ユニバーサルデザインを基調とする利便性の高いインターフェース、⑨システム及び通信回路の情報セキュリティ対策のすべてを備えていること、更に⑩事業継続性確保のためのバックアップや代替手続が整備され、⑪機能改善のため法制度及びシステムの継続的見直しを図られるように設計・構築されること、そしてこれらを実行するのに十分な予算及び人的物的資源が確保されていることが必要である。

特に、研究会報告書が提案している法改正を前提とすれば、IT化された裁判手続の各局面において、以下の要求を満たすシステム（通信環境を含む。）の設計及び構築が不可欠である。

- ① e - 提出の局面では、書面による訴状・準備書面及び書証の提出と同等又はそれ以上の容易性及び確実性を有していること。具体的には、申立て・提出用の画面表示や操作方法が利用者に理解し易く、煩瑣な入力作業が不要であること、かつ、書面アップロード機能を利用するに十分な通信速度及び処理能力が確保されていること。
- ② e - 事件管理の局面では、当事者の手続上の諸権利を害さないよう、権利行使に必要な情報をシステム画面で容易かつ明確に確認し得ること、定型的な権

³ 導入失敗例として、裁判員裁判に際し導入された音声認識システムが単なる録音媒体としてしか機能していない点を挙げ、システム導入、特にシステム利用の義務付けには利便性の実証が必須であると指摘する意見もあった。また、韓国においては強制されていないにもかかわらず77.2%が電子訴訟を選択している（2018年韓国最高裁判法年鑑574頁）ことから、システムの利便性の確保こそが制度の導入にとって不可欠と述べる意見もあった。

利行使方法にチェックボックス等を利用するなど利用者に負担なく手続保障の実質化が図られること。また訴訟記録が適切にバックアップされ、情報セキュリティが確保されていること。

- ③ e - 法廷の局面では、プライバシーを保護しつつ、臨場と同等に取り扱い得る程度の通話が可能な通信速度及び処理能力が確保されること。

そして、事件管理システムの性能の影響を直接受けるのが国民の裁判を受ける権利であり、これを実効化する担い手が弁護士であることに鑑みれば、国及び裁判所は、同システムの構築にあたり、反復型開発手法の採用や開発段階における試験的運用の実施等を通じ、最大ユーザーである弁護士の加入団体たる当連合会の意見を最大限反映すべきである。

5 秘密保持命令の制度の創設

【意見】

営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）又は個人の私生活上の重大な秘密であってその提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい不利益を生ずるおそれがあるものを対象として、当事者又は文書提出命令若しくは文書送付嘱託に基づき文書を提出した所持者の申立てにより、裁判所が当事者及びその訴訟代理人等に対し、当該秘密を、当該訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じる制度を創設すべきである。

その際、秘密保持命令の方式、送達、効力発生時期、秘密保持命令に対する即時抗告、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知その他について、特許法第105条の4ないし105条の6を参考に、規定の在り方を検討すべきであるが、併せて当該訴訟と共通する事実上及び法律上の原因に基づく同種事件において、当該秘密を当該訴訟の訴訟当事者（訴訟代理人を含む。）に開示することを許容する規定の在り方についても検討すべきである。

【理由】

(1) 秘密保持の必要性について

訴訟記録の全面電子化が実現した場合、当事者は、いつでも事件管理システムにアクセスし、自由に訴訟記録の閲覧及び複製（ダウンロード）ができるようにすべきであり、これにより、当事者は、訴訟記録の閲覧等が制限されている部分についても（法第92条第1項参照）、電子データの形式で自由にダウンロードできるが、電子データという性質上、当該電子データがインターネットを通じて当

事者以外の第三者に流出し、容易に拡散されるおそれが高い。実際にも、当事者本人によって、SNSや電子掲示板等を通じて、相手方や関係当事者の私生活に関わる事項が記載された訴訟記録がインターネット上で公開された事例が報告されている。

以上を踏まえると、閲覧等が制限された訴訟記録について、当事者に対し、正当な理由なく第三者に開示してはならない旨の規定を設ける必要性がある。

(2) 秘密保持命令の創設について

当連合会は、民事訴訟を利用しやすく事案解明力のあるものとするために、2012年（平成24年）2月16日、「文書提出命令及び当事者照会制度改正に関する民事訴訟法改正要綱試案」を公表し、文書提出命令制度等の改正を提言するほか、営業秘密や個人のプライバシー保護の観点から、秘密保持命令制度の創設を提言した。前記のとおり、訴訟記録の全面電子化によって営業秘密やプライバシー保護の必要性が更に高まることから、この制度を創設するのが適当である。

したがって、当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第6項）又は当事者等の私生活上の重大な秘密が準備書面又は証拠に含まれている場合について、当事者等に対し、当該秘密を当該訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命じることができる旨の規定を新設するべきである（文書提出命令制度等の改正問題は、別途、実現に向けて検討が続けられるべきである。）。

なお、秘密保持命令を創設する場合には、当事者の秘密に加え、文書提出命令又は文書送付嘱託の対象となる文書の所持者の秘密も秘密保持命令の対象とするべきである。

また、適正手続を保障するため、秘密保持命令の方式、送達、効力発生時期、秘密保持命令に対する即時抗告、秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知その他については、特許法第105条の4ないし105条の6を参考に、今後、規定の在り方が検討されるべきである。

(3) 秘密保持の範囲について

研究会報告書は、「当事者は、秘密記載部分をみだりに開示してはならない」（第12の2）と定めるのみであり、当事者が禁止される行為の範囲が不明確である。しかし、表現の自由に対する制約を課することになるから、その範囲は明確にするべきであって、当連合会が提言した秘密保持命令の制度のように、原則として、当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用すること、及び当該秘密に係る秘密保持命令を受けた者以外の者に開示することを禁じ、その範囲を明確にするべきである。

なお、研究会報告書においては、「証人候補者に訴訟記録を示しながら、意見を聞くなどするというニーズや、法人が当事者の事件については社内で訴訟記録を共有して検討を行うニーズ」があるとされているところ、当連合会の提言による限り、それらの者を秘密保持命令の対象者とするによりその目的を達成することは可能である。

(4) 利用目的及び例外規定について

秘密保持命令を受けた当事者は、前記のとおり、当該訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密にかかる命令を受けた者以外の者に開示してはならないものとすべきであるが、一切例外を認めないとすべきでない。この点、個人情報保護法第23条第1項では、本人の同意を得た場合に加え、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等の場合について、個人情報取扱事業者が個人データを第三者に提供することを許容しており、秘密保持命令制度の創設でもこれらが参考になる。

また、例えば消費者被害事件のような多数人に共通する事実上及び法律上の原因に基づく請求権の存在を争う同種事件では、迅速な審理、真相究明の観点から、秘密保持命令を受けた当事者に秘密の開示を許容すべきことが想定されるので、利用目的の拡大、例外規定や取消原因の整備などを通じて、実務に支障のない形での制度の創設を目指すべきである。

(5) 刑事罰の是非について

秘密保持義務に違反した場合の刑事罰導入の是非については、1996年（平成8年）の法改正の議論の際には、多数の反対論があった。

しかし、その後、知的財産訴訟の分野で刑事罰を伴う秘密保持命令の制度が導入された（特許法第105条の4、第200条の2等）ことに加え、電子化された訴訟記録がインターネットを通じて一般に公開された場合には、当事者に回復困難な損害を与えるおそれが高いなど、立法事実に変化が見られる。そして、対象とされる秘密を私生活についての重大な秘密及び不正競争防止法上の営業秘密に限定すれば、構成要件が曖昧になることはない。そこで、裁判の公開や表現の自由といった諸原則に留意しつつ、秘密保持命令の創設に当たり、刑事罰導入の是非についても改めて検討されるべきである。

なお、刑事罰を設けるときは、現行の秘密保持命令の場合と同様に、故意犯に限定し、かつ親告罪とするべきである。